

# 岐阜県公報

第二千六百三十四号  
平成二十七年三月二十七日

(金曜日)

## 目次

### 規則

岐阜県土地開発事業の調整に関する規則の一部を改正する規則

(都市政策課)二〇八<sup>ペ</sup>

### 公安委員会規則

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則

(警務課)二〇八

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則

(同)二〇八

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

(地域課)二〇九

### 告示

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

(環境管理課)二〇九

有害興行の指定

(私学振興・青少年課)二二〇

平成二十六年産産林業用配付種苗の種類、予定数量、価格等

(森林整備課)二二〇

道路の区域変更

(道路維持課)二二一

道路の供用開始

(同)二二二

中津川都市計画下水道事業の変更認可

(下水道課)二二三

### 公安委員会告示

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規程の一部改正

(交通企画課)二二二

## 公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

農用地利用配分計画の認可

土地改良事業の工事の完了

基本測量の終了

公共測量の実施

(環境生活政策課)二二三

(農業経営課)二二三

(農地整備課)二二四

(用地課)二二四

(同)二二四

規則

岐阜県土地開発事業の調整に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第十一号

岐阜県土地開発事業の調整に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県土地開発事業の調整に関する規則（平成十二年岐阜県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「振興局長」を「県事務所長」に、「岐阜県振興局等設置条例」を「岐阜県事務所等設置条例」に、「に規定する振興局」を「の県事務所」に改める。  
第四条第一項中「振興局が」を「県事務所が」に、「振興局長」を「県事務所長」に改める。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「通関所長」を「通関事務所」に

別記第一号様式及び別記第二号様式中「通関所長」を「通関事務所」に

に基づいて  
等の手続  
状況

に基づいて  
等の手続  
状況

を  
改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

公安委員会規則

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

岐阜県公安委員会  
委員長 水谷 邦照

岐阜県公安委員会規則第三号

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県警察職員定数規則（昭和三十三年岐阜県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区分	警察官			一般職員	合計
	警視	警部	警部補及び 長 巡査部		
警察本部	七四	一三三	五八	二九六	一、〇〇〇
警察署	七	一四二	一、二八三	九六八	二、四四九
合計	二二	二六三	一、八五	一、二六四	三、四九三

備考 警察本部の巡査には、初任科生を含む。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

岐阜県公安委員会

委員長 水谷 邦照

岐阜県公安委員会規則第四号

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則

岐阜県警察組織規則(昭和六十三年岐阜県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第八条中第十四号を第十六号とし、第十三号の次に次の二号を加える。

十四 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二百二十四号)の施行に関する事。

十五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)の施行に関する事。

八 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)の施行に関する事。

第九条の二十号中「不正アクセス関係事犯の取締り」を「サイバー犯罪対策室の運用」に改め、同条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。

第十四条第二号中「検視」の下に「死体の調査等」を加える。

第三十五条第一項中「地域課」を「生活環境課にサイバー犯罪対策室を、地域課」に改める。

第四十二条の六を削り、第四十二条の七を第四十二条の六とし、第四十二条の八から第四十二条の十までを一条ずつ繰り上げる。

第四十六条を削り、第四十五条を第四十六条とする。

第四十四条第二項中「警察航空隊長(以下「及び」という。)」を削り、同条を第四十五条とする。

第四十三条の二の次に次の一条を加える。

(サイバー犯罪対策室長)

第四十四条 サイバー犯罪対策室にサイバー犯罪対策室長を置き、警視をもつて充てる。

2 サイバー犯罪対策室長は、命を受け、サイバー犯罪対策室の業務を行い、部下職員を指揮監督する。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

岐阜県公安委員会

委員長 水 谷 邦 照

岐阜県公安委員会規則第五号

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則(昭和三十四年岐阜県公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表一の表岐阜中の部西岐阜中の項中「長良川以南に限る。」の下に「鏡島中一・二丁目」を加え、同表各務原の部鷺沼同の項中「さくらヶ丘」を「さくらヶ丘一・二丁目」を加え、同表関の部美濃同の項中「さくらヶ丘」を「さくらヶ丘一・二丁目」に改め、「長洞」を削り、同表多治見の部旭ヶ丘同の項中「旭ヶ丘同」を「多治見北部同」に、「同 市旭ヶ丘八丁目」を「同 市根本町三丁目」に、「旭ヶ丘一・二丁目」を「旭ヶ丘一・二丁目」に、「光ヶ丘一・二丁目」を「光ヶ丘一・二丁目」に改める。

別表三の表各務原の部川島同の項中「川島河田町」の下に「川島河田町一・二丁目」を加え、同表岐阜羽島の部柳津同の項中「柳津町桃木原」を「柳津町字桃木原」に改め、同表多治見の部姫同の項を削る。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百十二号

環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第二項の規定により、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準について(昭和四

十六年環境庁告示第五十九号。以下「環境庁告示」といふ。）別表二に掲げる類型を「つ、以下同じ。）を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するものとす。当該水域類型に係る環境基準の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

平成二十七年三月二十七日

岐阜県知事 古田 謙

別表

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水 域	該当類型	達成期間	備 考
川上川 (全域) 落合川 (全域) 中津川 (全域) 付知川 (全域) 阿木川 (全域) 中野方川 (全域)	生物 A 生物 A 生物 A 生物 A 生物 A 生物 A	直ちに達成	木曾川水域
庄内川 (土岐川) (県境より上流)	生物 B	直ちに達成	庄内川水域
小里川 (全域) 肥田川 (全域) 妻木川 (全域) 笠原川 (全域)	生物 B 生物 B 生物 B 生物 B	直ちに達成	庄内川水域
矢作川 (矢作ダムより上流) 矢作川 (矢作ダムより下流) 上村川 (全域) 明智川 (全域) 阿妻川 (県境より上流)	生物 A 生物 B 生物 A 生物 A 生物 A	直ちに達成	矢作川水域

備考 該当類型の分類は、環境庁告示別表2の1の(1)河川(湖沼を除く。)の表の類型を示す。

岐阜県知事長銀一四一四四号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規

定により次のものを有償興行として指定した。

平成二十七年三月二十七日

岐阜県知事 古田 謙

1 指定興行

種 類	題 名	等	配給会社名等
映 画	ザ・人妻性感帯	SEXドクターの告白	新日本映 像
	本番裏稼業	夜のオナシヨナルツアー	新日本映 像
	湯けむり温泉芸者	お座敷で枕芸	オーピー映 画
	お屋の狼談	若妻の異常な性体験	オーピー映 画
	ノーパン！	欲情処理課の女	新東宝映 画
	皇帝のために (原題) 황제 를 위하여 (FOR THE EMPEROR)		彩プロ(韓国)
	フイフレイ・シエイス・オア・グレイ R18+パーシジョン (原題) FIFTY SHADES OF GREY		東宝東和(アメリカ)

- 2 指定年月日  
平成27年3月27日

- 3 指定理由  
著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県知事長銀一四一四四号

農が主種した平成二十六年産種林業用配付種苗の種類、予定数量、価格等を次のとおり定める。林業用種苗配付規則(昭和二十四年岐阜県規則第六号)第三条の規定により定める。

平成二十七年三月二十七日

岐阜県知事 古田 謙

種 類	樹 種	予定数量 (キログラム)	一キログラム当たりの税込み 価格 (円)
育種種子	すぎ	七・五〇	一三、七〇七
同	ひのき	二四・〇〇	同
同	あかまつ	〇・一五	同

岐阜県告示第二百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員メート ル	延 長 メート ル	備 考
一般 国道	二百五十 六号	山県市高富字米野二二三 八番三地先から 同 市同 字同 一三三三 一番一地先まで	前	三・五 三・六	七・三	県道関 本巢線 と重用
			後	一・五 七・〇	七・三	

岐阜県告示第二百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員メート ル	延 長 メート ル	備 考
県道	谷柿 合野線	山県市出戸字辻二二三番 三地先から 同 市同 字川原田三三 五番四七地先まで	前	四・六 五・三	五・〇	
			後	五・一 五・八	五・〇	

岐阜県告示第二百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員メート ル	延 長 メート ル	備 考
県道	上月 矢作瀬線	恵那市上矢作町字下川原 五二七番一〇地先から 同 市同 町字同 五四一番一地先まで 同 市同 町字万場 七四二番四地先まで 恵那市上矢作町字下川原 五四一番一地先から	前	二・〇 五・〇	一〇・〇	
			後	三・〇 四・〇	一〇・〇	

図面はA、B及び関係する敷地面積の表示を分ける。

同市同町字万場  
七四二番六地先まで

岐阜県告示第二百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示年月日ほか）
県道	谷柿合野線	山県市出戸字辻二二三番三地从先から 同市同字川原田三三五番四七地先まで	五・一〇	平成二七・三・二七	平成二七・三・二七

岐阜県告示第二百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示年月日ほか）
県道	高宝山線	高山市丹生川町北方字大林二五六八番四地先から 同市同町桐山字南九〇番一地先まで	六・一〇	平成二七・三・二七	平成二六・五・二七

岐阜県告示第二百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、中津川都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 施行者の名称  
中津川市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
中津川都市計画下水道事業 中津川市公共下水道
- 三 事業施行期間  
昭和四十九年十月三十日から  
平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地  
事業地を表示する図面において表示する。

### 公安委員会告示

岐阜県公安委員会告示第一号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規程

(平成二十五年岐阜県公安委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十七日

岐阜県公安委員会

委員長 水 谷 邦 照

第二条第二項中「国土交通大臣」を「知事」に改める。

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十七年二月十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ICTサポートセンター・ぎふ
- 三 代 表 者 の 氏 名 山田 範夫
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市中恵土一八二六番地三
- 五 定款に記載された目的 この法人は、僻地に居住する住民や、地域の高齢者等のデジタルデバイド解消に向けたサービスの展開、並びに、地域住民・行政機関・学校関係等、非営利を目的とする団体及び企業、個人に対し、コンピュータの修繕・インターネットの相互接続・保守等を行うなどの事業を行い、地方自治体等と協働して推進するとともに、ネッ

トワークを利用した社会教育やまちづくりの推進、地域文化の振興、ネットワークコミュニティの健全な発展のための啓発・普及などの活動を通じて、雇用機会の拡充を支援するなど、社会全体の利益に寄与することも、ユビキタスネットワーク社会形成の実現に貢献することを目的とする。

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一号)第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 農用地利用配分計画の概要

市町村	農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等を受ける土地
恵那市	平成二十六年第三号	恵那市長島町久須見字越高九七〇番一他一筆
美濃加茂市	同	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋字森下二二四二番一他三筆
可児市	同	可児市二野字六反田一六〇六番一他二三筆
下呂市	同	下呂市萩原町桜洞字中北四三二番一他一七筆
安八町	同	安八郡安八町牧字忠三河渡三九四七番一他二四筆
白川町	同	加茂郡白川町上佐見字松原六四九七番二他四九五筆

二 認可年月日

平成二十七年三月二十七日

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
湛水防除事業	柳瀬地区	平成二七・一・一九

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
ため池等整備事業	比衣地区	平成二六・一〇・一七

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十七年三月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（一等磁気測量）

三 作業期間

平成二十六年五月二十日から

同 二十七年二月二十八日まで

四 作業地域

下呂市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により御嵩町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

御嵩町

二 作業種類

公共測量（世界測地系への座標補正）

三 作業期間

平成二十七年三月十六日から

同 年同月三十一日まで

四 作業地域

可児郡御嵩町大久後地区